平成２８年（フ）第１９８号
石川県白山市成町234番地２　大西マンション401号室、従前の住所石川県七尾市石崎町香島３丁目76番地
債務者　天野　高憲
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　沖野　陽平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月14日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１３０号
岐阜市北島９丁目４番12―107号　（ＮＯＲＴＨＬＡＮＤⅡ）、前住所岐阜市近島５丁目２番９号
債務者　松田　一夫
1　決定年月日時　平成28年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木田まり子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１８２０号
横浜市港南区野庭町593番地９　サンライズＮＯＶＡ　105
債務者　関　　秀則
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田上　尚志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１２５２号
札幌市西区琴似４条２丁目６番10号　ぐるーぷほーむ和夢
債務者　藤野　昭男
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２９３号
札幌市手稲区曙12条１丁目１番６―606号
債務者　櫻井　美久（旧姓安田）
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３６２号
札幌市白石区栄通13丁目３番11号　コーポ宮本203号
債務者　横井　孝之
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４３９号
札幌市南区真駒内緑町４丁目１番１―502号
債務者　百冨　　豊
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４９２号
札幌市白石区東札幌５条２丁目７番11号　ローヤルハイツ東札幌103号
債務者　美口　幸輝
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４９８号
札幌市東区北28条東13丁目１番13号　セジュール北28条202号
債務者　中村　文俊
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５１１号
札幌市清田区真栄１条２丁目36番５号　コーポスプリング101号
債務者　田中ゆかり
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２４１号
盛岡市つつじが丘41番２―302号
債務者　及川　和也
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第３４号
山形県酒田市旭新町13番13号
債務者　佐藤　浩和
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２８年（フ）第４７６号
埼玉県志木市柏町５丁目９番36号　コーポ伯楽　202号
債務者　水落　理香
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
さいたま地方裁判所民事第３民事部破産係

平成２８年（フ）第９４０号
さいたま市見沼区春野１丁目６番４―203号
債務者　渡辺　利雄
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第９７２号
さいたま市緑区道祖土４丁目16番10号
債務者　横山　　徹
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１０３８号
さいたま市見沼区大字南中丸290番地２　西中丸寮206号室
債務者　名城　　聡
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１０７３号
埼玉県朝霞市東弁財３丁目17番９号　ルミエール101、旧住所さいたま市中央区八王子５丁目12番22―102号
債務者　山崎　智博
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係